



Internet Content Safety Association

2025年05月27日

オンラインカジノに係るアクセス抑止の在り方に関する検討会

児童ポルノブロッキングの現状と課題

(一社)インターネットコンテンツセーフティ協会 代表理事

立石 聡明

『ブロッキング』の定義（日本）

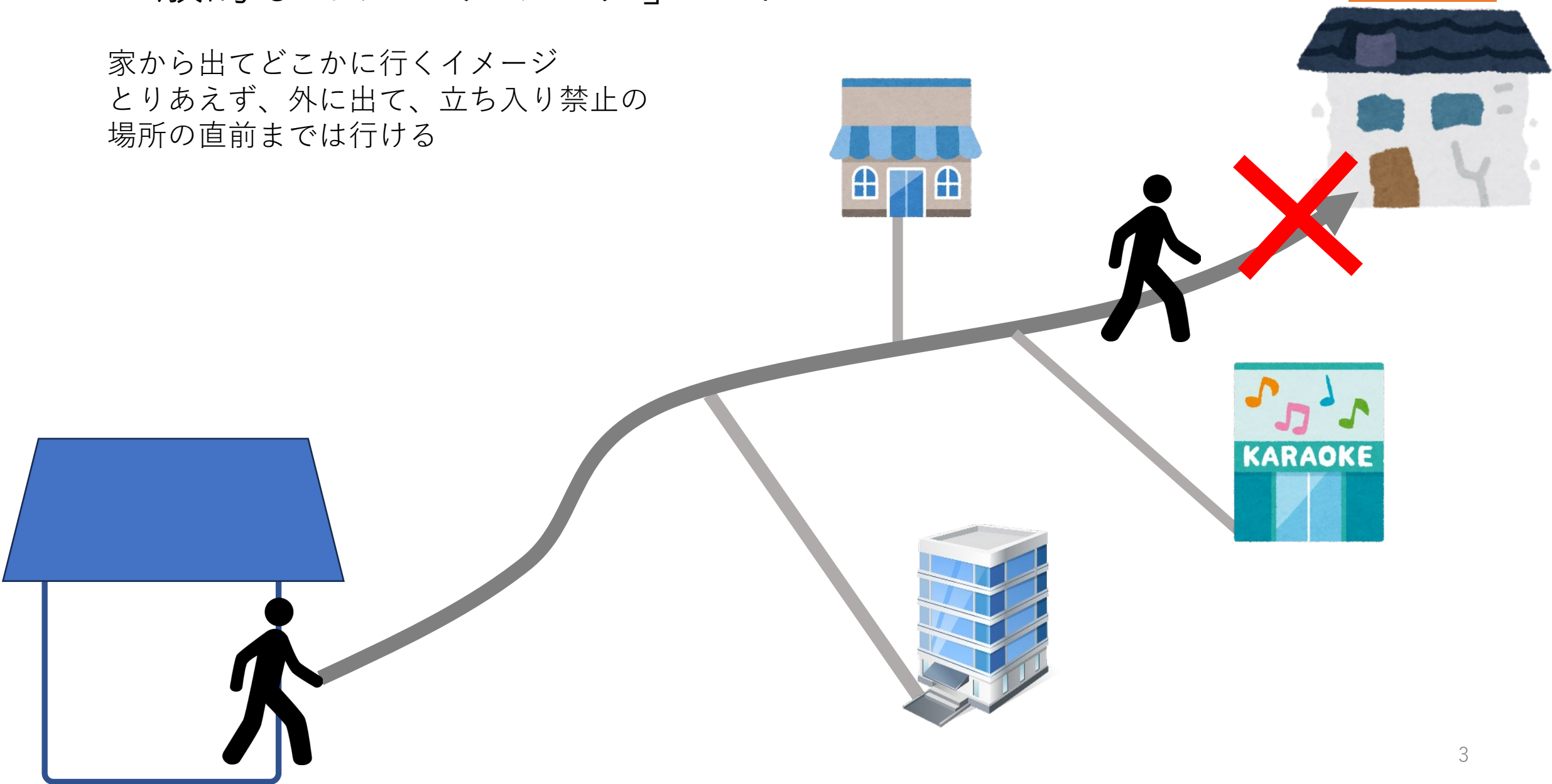
- ここでいう、ブロッキングは**ユーザ本人の同意なく**特定のサイトを見せない、あるいはポートを利用させないなど、本来インターネット接続サービスで提供される機能の一部あるいは全部を意図的に提供しないこと。
- 青少年保護の為に、**親権者の同意を得て**18歳以下の子供たちが利用する端末に設定する閲覧防止措置であるフィルタリングとは、本質的に違うものである。
- フィルタリングはユーザ側で設定したり外すことが出来るが、ブロッキングはネットワーク側で設定するため、ユーザからはどうすることも出来ない。

※ ブロッキング、フィルタリングという言葉は、国際的にもインターネットの技術用語としても定義が一意に定まっておらず、この定義は日本国内でのみ一般的に用いられている。

一般的な「ブロッキング」のイメージ

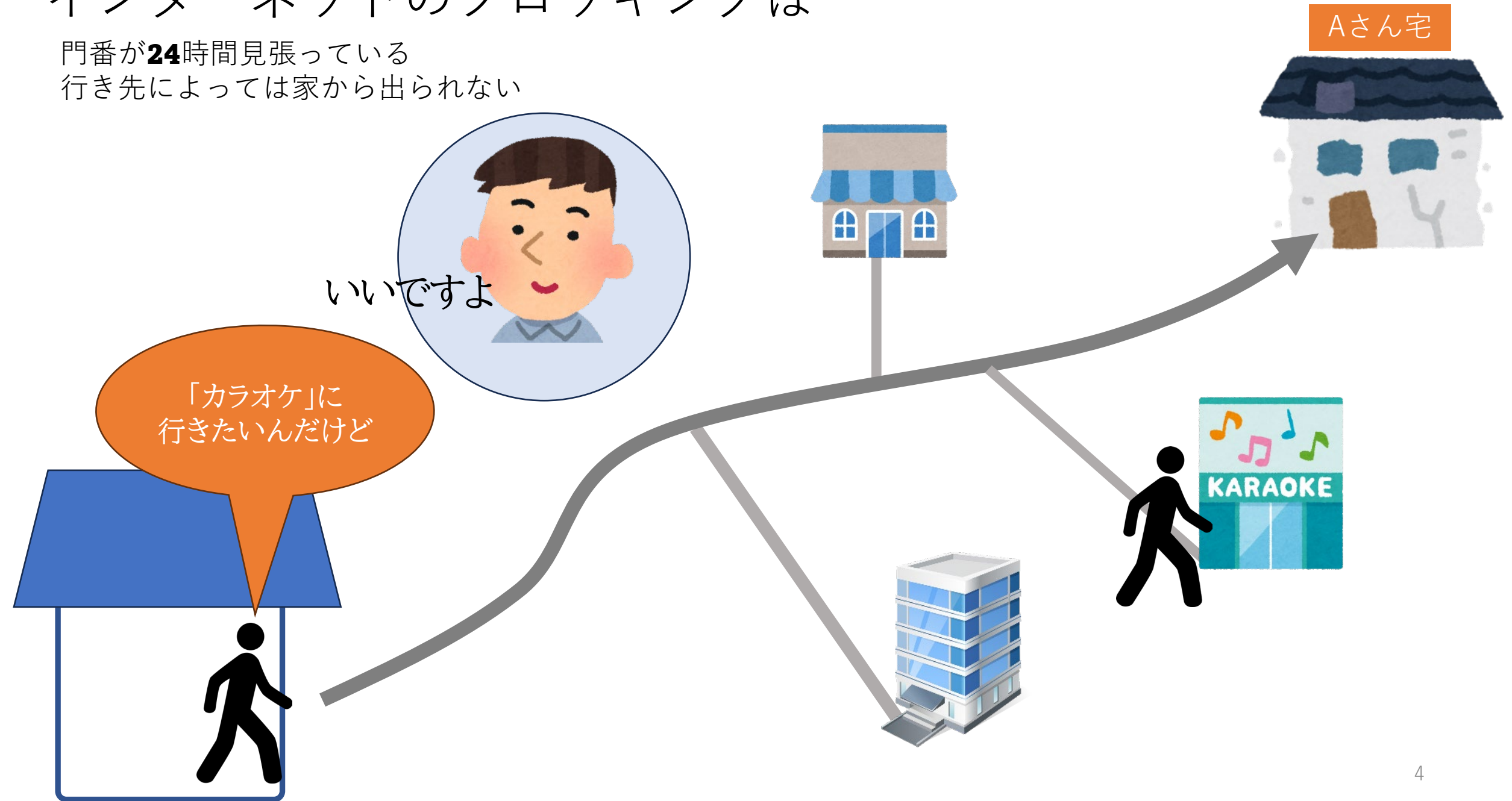
家から出てどこかに行くイメージ
とりあえず、外に出て、立ち入り禁止の
場所の直前までは行ける

Aさん宅

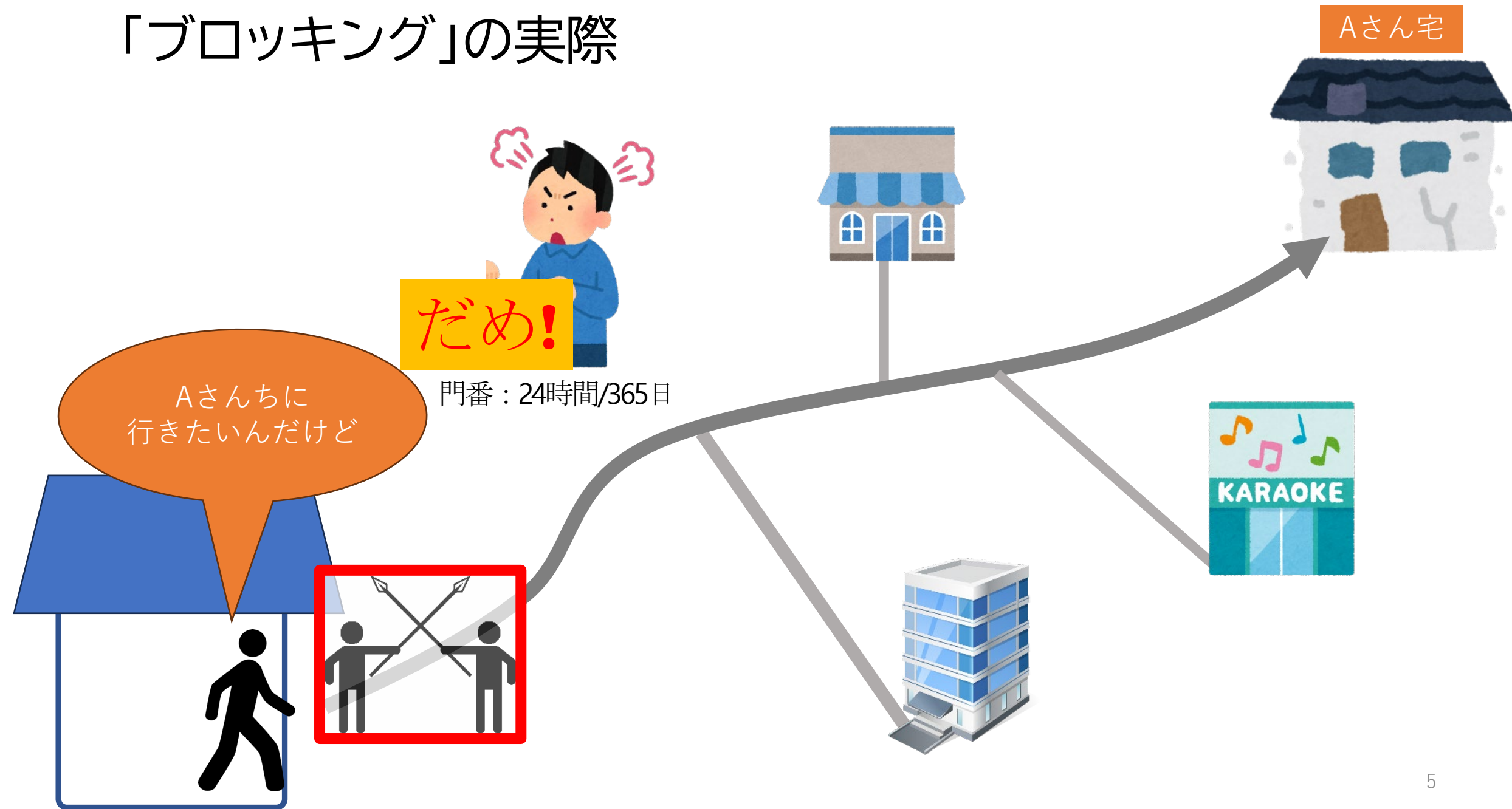


インターネットのブロッキングは

門番が**24**時間見張っている
行き先によっては家から出られない



「ブロッキング」の実際



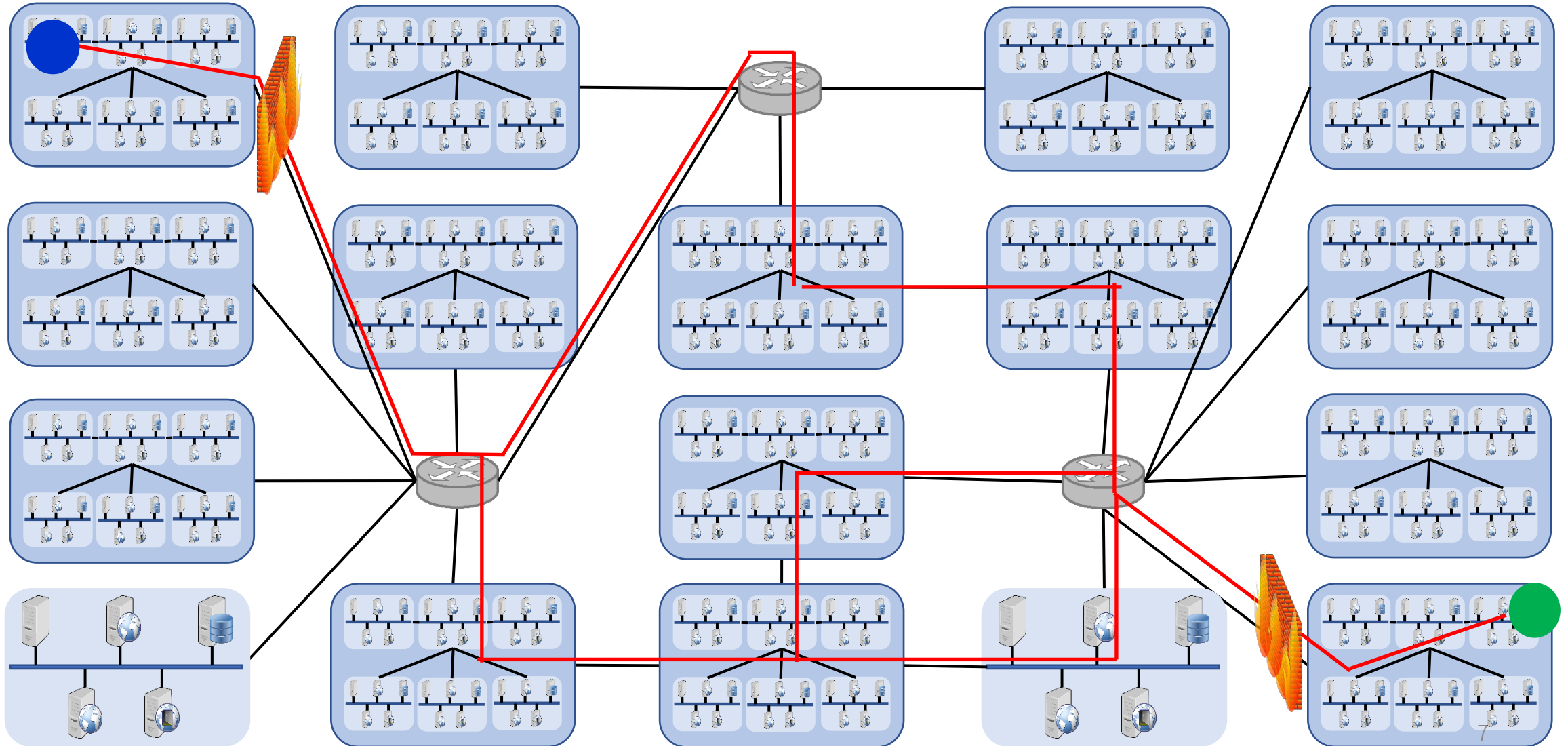


通信の経路とCDN

インターネットは複雑なネットワーク

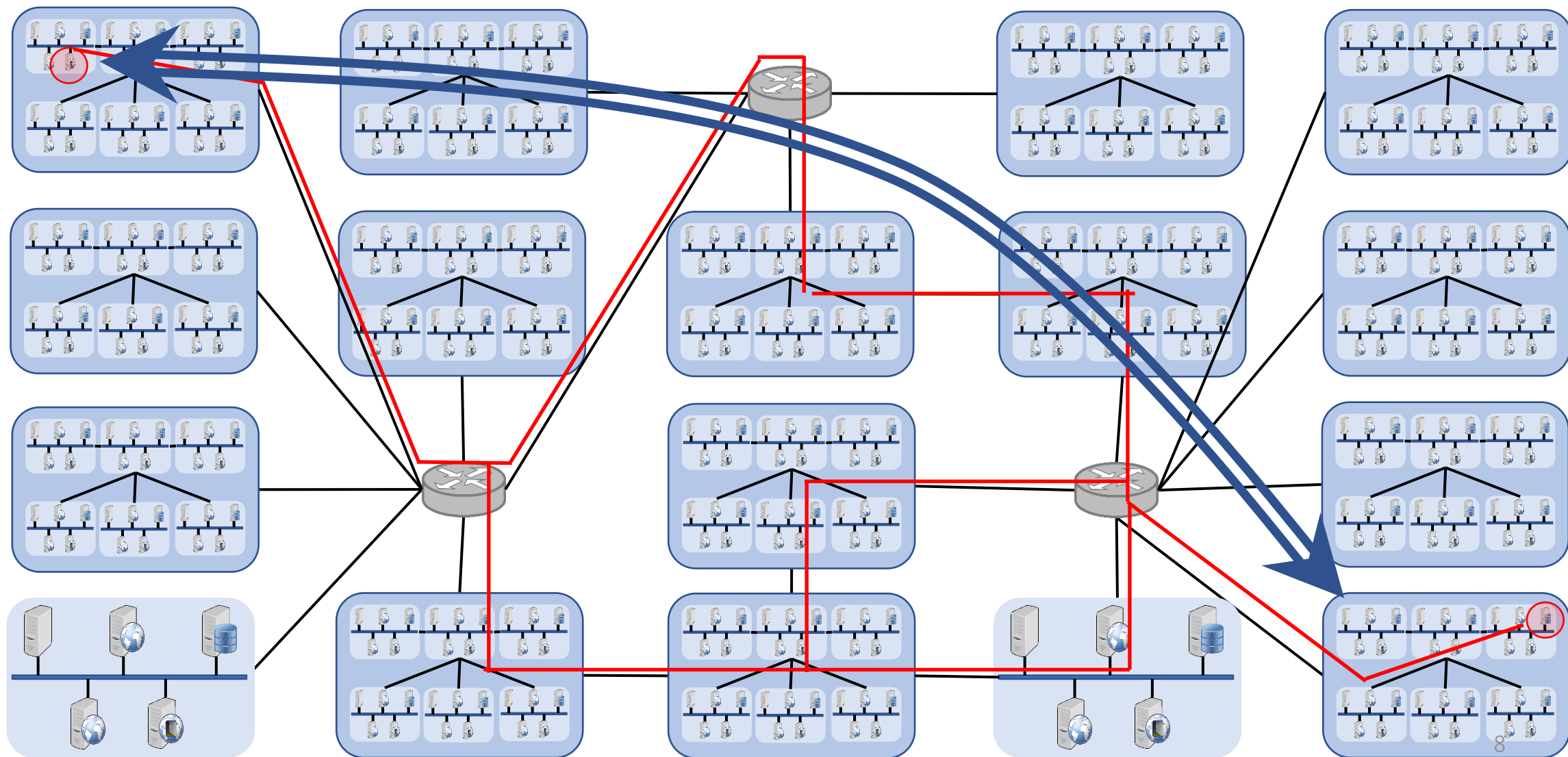
- 端末間の通信経路は複数ある
- ブロッキングするためには、どちらかの端末の直近で行う必要がある

イメージ図



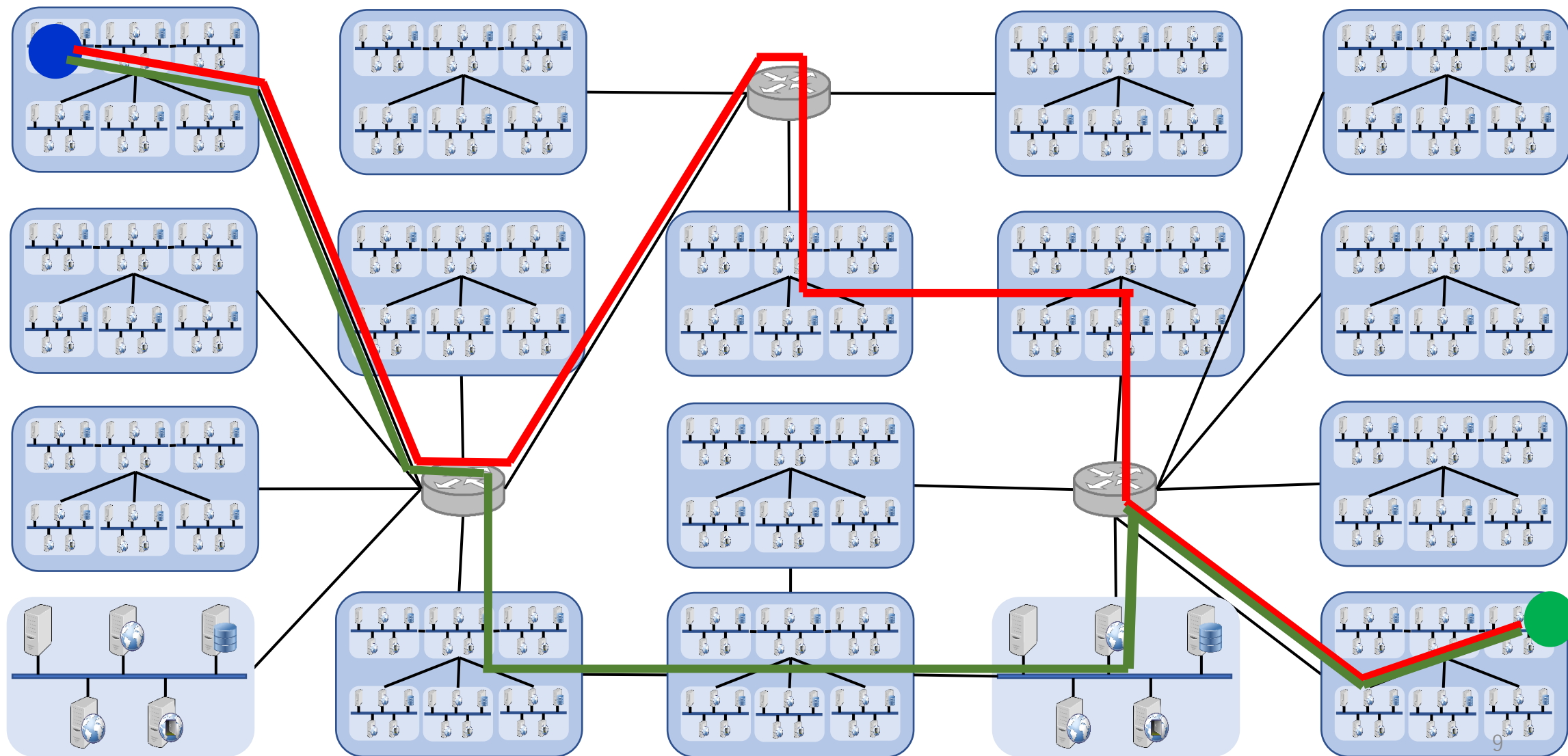
CDNはこの複雑なネットワークをバイパス

イメージ図



一つのデータの通信経路が単一だとは限らない

イメージ図



児童ポルノサイトブロッキングについて

- 2005年頃に児童ポルノ問題が国際的に大きく取り上げられた際、「ブロッキング」という言葉が使われ始めた
- 日本で唯一、通信事業者行っているブロッキングが児童ポルノ
- 一般ユーザはブロッキングしていてサイトの内容を確認できないため、本当に違法な「児童ポルノサイト」なのかを判断できない
- 被害者が声を上げることが出来ないこともあり、厳重な管理に基づく運用を行っている限りにおいて許容しうるのではないかと考えている
- 国際的には“CSAM”と表現するが日本では法律名に使われていることもあり「児童ポルノ」と言っているが、海外からは批判もある

日本における児童ポルノ排除対策

- 2009年3月に「総合セキュリティ対策会議(警察庁)」の報告書で下記が記載された
 - インターネット上での児童ポルノの流通を防止するための手法として以下の方法を提案
 - 取締りを強化するための警察における態勢を強化する
 - インターネットカフェにおける利用者の本人確認の実施
 - サイト（ウェブサイト）管理者等による削除
 - ISP（インターネットサービスプロバイダ）による**ブロッキング**
 - 検索エンジンにおける元データからの削除
 - インターネット利用者によるフィルタリング（コンテンツフィルタリング）の活用などの手法
 - 児童ポルノに係る情報をリスト化し、リスト上に掲載された児童ポルノに係る情報について検証等を行い、対策実施者へ提供する児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体を設置する

児童ポルノ流通防止協議会

- 2009年6月2日に発足
- 総合セキュリティ対策会議において提案されたインターネット上での児童ポルノの流通を防止するための対策について具体的な検討を行うために設置
 - 児童ポルノの流通防止対策に関係する事業者、児童ポルノの流通防止に取り組む民間団体、学識経験者等からなる
 - 事務局は、主に警察の外郭業務を受託している財団法人インターネット協会に置かれた
- 2010年12月20日に、2010年度中の児童ポルノのブロッキング実施に向けて「児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体」の選定と適正な運営の監督および、運営に関する詳細事項を審議するために発足した「児童ポルノ流通防止対策専門委員会」に構成員が移行する形となった

安心ネットづくり促進協議会

児童ポルノ対策作業部会中間発表 法的問題検討の報告

- 2010年3月30日
 - 安心ネットづくり促進協議会 児童ポルノ対策部会法的問題検討サブワーキンググループが「児童ポルノ対策作業部会 中間発表 法的問題検討の報告」を公表。
 - 報告書では児童ポルノは緊急避難に該当し得る
 - ただし、法律に基づく措置では無いため、ICSAならびに実施通信事業者には法的リスクは残ったままである

「児童ポルノは、児童からの性的搾取ないし性的虐待というべきものであり、児童の時点ではもちろん成人した後になっても、心身及び社会生活に重大かつ深刻な被害をもたらすものであって、生命又は身体に対する重大な危険の回避に比すべき重大な法益侵害であり、しかもそのことは、児童ポルノ法の存在が示すとおり、社会共通の認識となっている。その意味で、ウェブ上を流通する多様な違法有害情報の中でも別格というべき類型ということができ、検挙や削除が著しく困難である場合に、より侵害性の少ない手法・運用で、著しく児童の権利等を侵害する内容のものについて実施する限り、児童ポルノのブロッキングにつき、緊急避難として、現行法のもとでも許容される余地はあると考える。」

「通信の秘密の侵害」とは

- 憲法第21条第2項の規定（通信の秘密の保護）を受けて電気通信事業者の取扱いに係る通信の秘密の保護を規定している
- かなり広い範囲にわたる
 - 「通信の秘密」には、通信の内容のほか、通信当事者の住所・氏名・電話番号、発信場所、通信の日時・時間・回数なども含まれると解すべきである。けだし、通信の秘密を保障する趣旨は個人のプライバシーの保護、ひいては個人の思想、表現の自由の保障を実効あらしめることにあるところ、通信の相手方の住所・氏名・電話番号などを人に知られることによって、個人の思想、表現の自由が抑圧されるおそれがあるからである。（東京地裁平成14年4月30日判決）
- 通信の宛先についても「通信の秘密の対象となる」
- また、人間が手動で見るだけでなく、機械的(ソフトウェア等)による識別等も通信の秘密の侵害に当たる

緊急避難 ① 刑法37条

現在の危難

- 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、

補充性

- やむを得ずにした行為は、

法益権衡

- これによって生じた害が避けようとした害の程度を超えなかった場合に限り、罰しない。



- 狭い道を歩いていると、向こうから車が高速で突っ込んできた。車は道幅いっぱい。逃げる場所が他にないので、やむなく民家の花だんに飛び込んだところ、きれいな花がたくさん折れてしまった。
- 器物損壊罪は成立するか？

緊急避難 ② -現在の危難-

危難

- ・ 児童ポルノがウェブ上において流通し得る状態に置かれた段階で、
 - 当該児童の心身とその健全な成長への重大な影響が生ずる
 - 本来性欲の対象とされるべきでない段階で自己の意思に反して性欲の対象にされた性的虐待画像が公開されることにより特に保護を要する人格的利益に対する侵害が生じる

現在性

- 誰でもアクセスし得る状態が継続している限り、危難が常時存在するものと解される。

緊急避難 ③ -補充性-

- その避難行為の他に、採るべきより侵害性の少ない手段が存在しないこと
- 「より侵害性の少ない手段」として問題になるのは、
 - 児童ポルノ情報の削除
 - 日本国内のサーバにある児童ポルノは削除可能
 - よって国内サーバにある場合はブロッキング出来ない
 - 発信者の検挙 → 発信者に削除させるなど ただし、削除する手段が喪失している場合は別
- <ブロッキングの手法との関係>
- ブロッキングの技術的方法の差で違法性が阻却されない場合があるのか？
 - DNSブロック
 - URLフィルタリング
- オーバーブロッキングの可能性をできる限り排除する方法を採っていなければ補充性が認められないのでは
- 技術が急速に進化していくため従来はOKであった手法では不十分なこともあり得る

緊急避難 ④ 一法益権衡一

生じた害 ≤ 避けようとした害

- 通信の秘密は、重要な憲法上の権利
- 一般に、児童ポルノの被写体となった**児童が受ける侵害は重大かつ深刻**であり、児童ポルノがウェブ上において広く多数人の目にさらされている状態は、生命又は身体に対する重大な危険に比肩するものといえる。
- 法益権衡が認められる余地はあるが、3号児ポやある程度の年齢の児童については微妙なところもある。
- さらに、**著作権侵害等の知的財産権の侵害**についても、**通信の秘密に匹敵**するような法益権衡があるといえるのか？

児ポブロッキングと緊急避難 ―法益権衡―

一般的な名誉毀損やプライバシーなどの法益侵害がある場合にも、人格的利益の侵害という点で共通する面があるとしても、児童という本来性欲の対象とされるべきでない対象の問題である児童ポルノの事案とは、現在の危難ないし法益の権衡の点でやはり根本的に異なると解される。

さらに、著作権侵害との関係では、著作権という財産に対する現在の危難が認められる可能性はあるものの、児童ポルノと同様に当該サイトを閲覧され得る状態に置かれることによって直ちに重大かつ深刻な人格権侵害の蓋然性を生じるとは言い難いこと、補充性との関係でも、基本的に削除(差止め請求)や検挙の可能性があり、削除までの間に生じる損害も損害賠償によって填補可能であること、法益権衡の要件との関係でも財産権であり被害回復の可能性のある著作権を一度インターネット上で流通すれば被害回復が不可能となる児童の権利等と同様に考えることはできないことなどから、本構成を応用することは不可能である。

紆余曲折の末、設立された団体

インターネットコンテンツセーフティ協会 (<https://www.netsafety.or.jp/>)



一般社団法人
インターネットコンテンツセーフティ協会
Internet Content Safety Association

トップ

ニュース

お知らせ

プレスリリース

トピックス

児童ポルノブロッキング

アドレスリスト作成業務について

リスト提供規約・守秘義務

リスト対象ドメイン判定基準

リストからの除外申請

流通防止措置実施事業者一覧

児童ポルノサイトブロッキングに関するガイドブック

団体紹介

一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会は、2011年3月3日に発足した団体です。児童ポルノ掲載アドレスリスト作成管理団体として児童ポルノ画像が掲載されたサイトに係るアドレスリストの作成・管理を行うなど、インターネットを通じた違法コンテンツの流通を防止するために民間事業者等が講じる各種取組みを支援することにより、安全なインターネット環境の実現に寄与することを目的としています。

ニュース

2025年 4月 1日 [お知らせ](#) [新たに1社の事業者がICSAの会員として参加\(NEW\)](#)

2024年11月20日 [お知らせ](#) [臨時社員総会を開催](#)

2024年 8月29日 [お知らせ](#) [統計情報の公開](#)

2024年 6月27日 [お知らせ](#) [第14期定時社員総会を開催](#)

2023年 6月26日 [お知らせ](#) [第13期定時社員総会を開催](#)

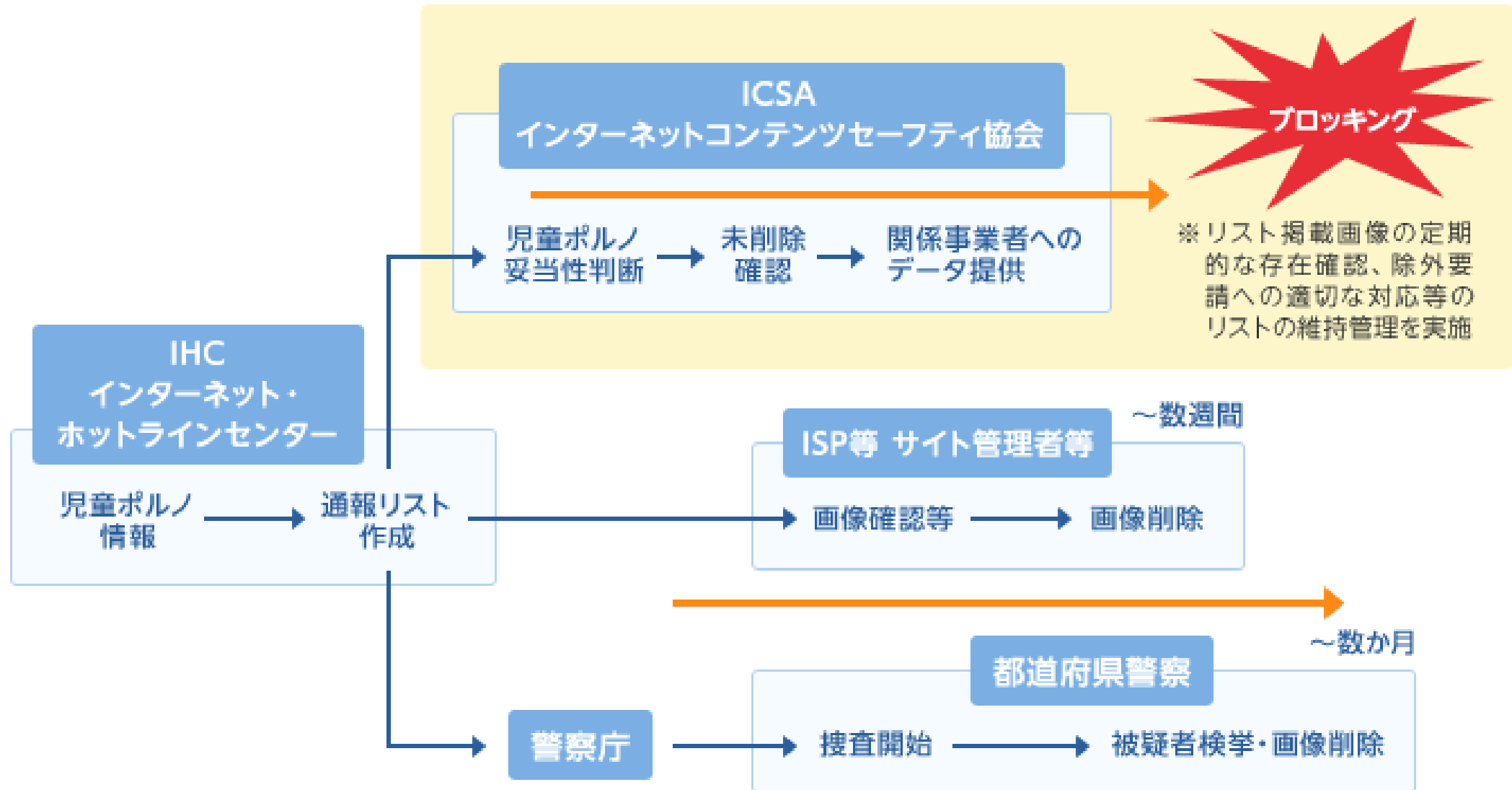
2023年 3月16日 [お知らせ](#) [統計情報の公開](#)

2022年 6月30日 [お知らせ](#) [第12期定時社員総会を開催](#)

2022年 4月 1日 [お知らせ](#) [新たに1社の事業者がICSAの会員として参加](#)

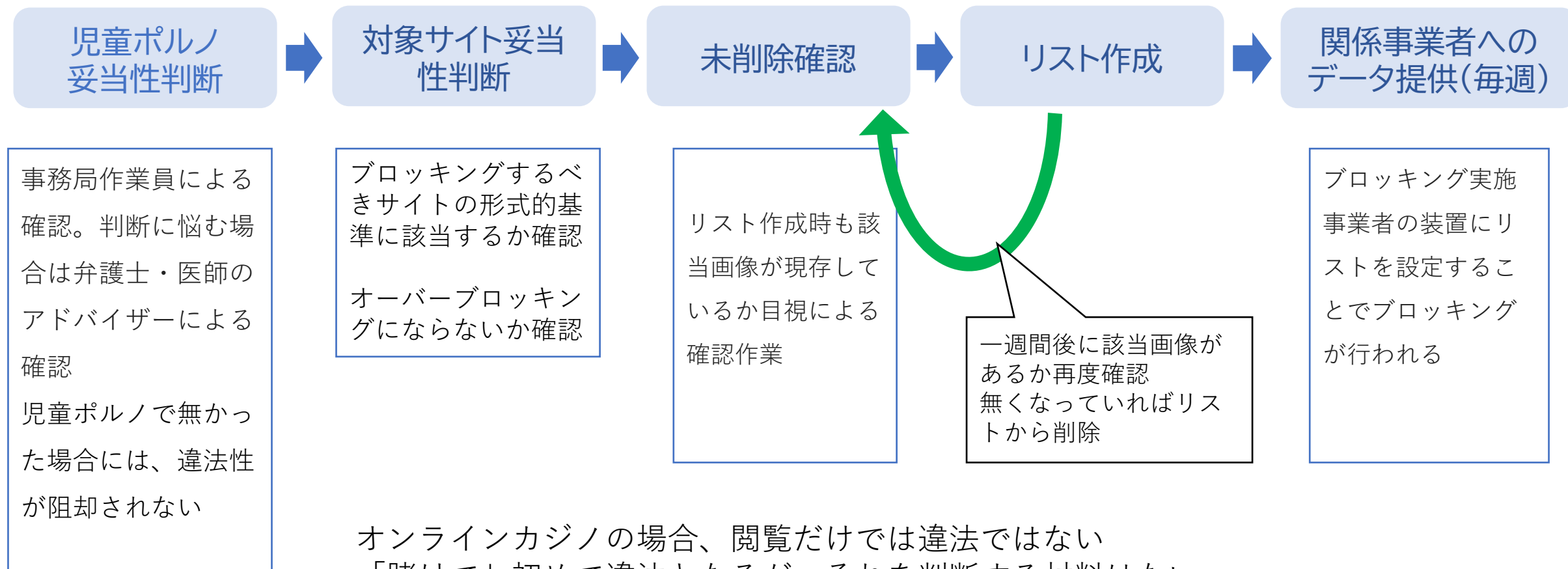
2022年 3月18日 [お知らせ](#) [臨時社員総会を開催](#)

児童ポルノ掲載リスト作成管理について



ICSAによるアドレスリストの作成及び管理

- 該当サイトが違法かどうかの判断は簡単ではない
- ブロックされるものが違法で無ければ「侵害行為」
- 慎重にサイトの違法性の判断を行う必要がある

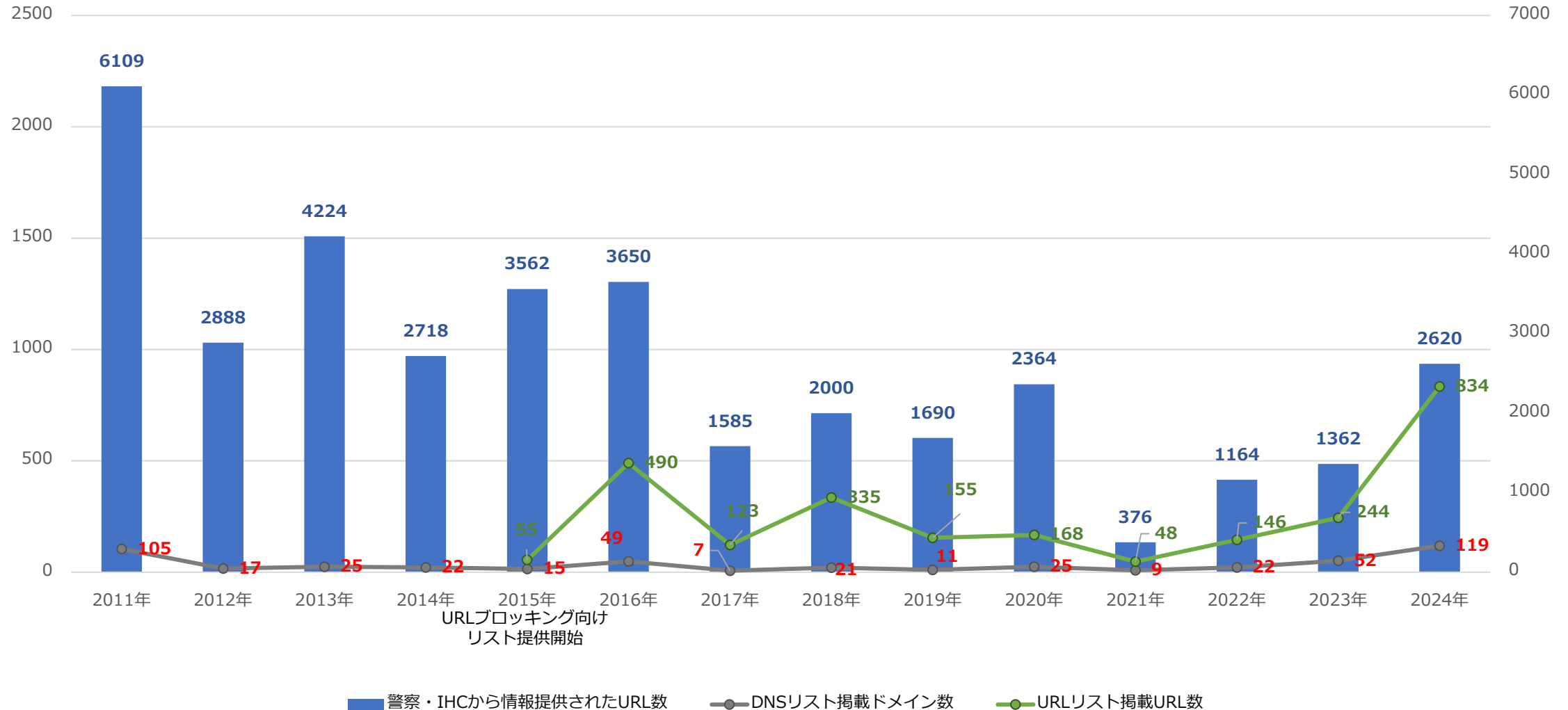


ICSA統計2024

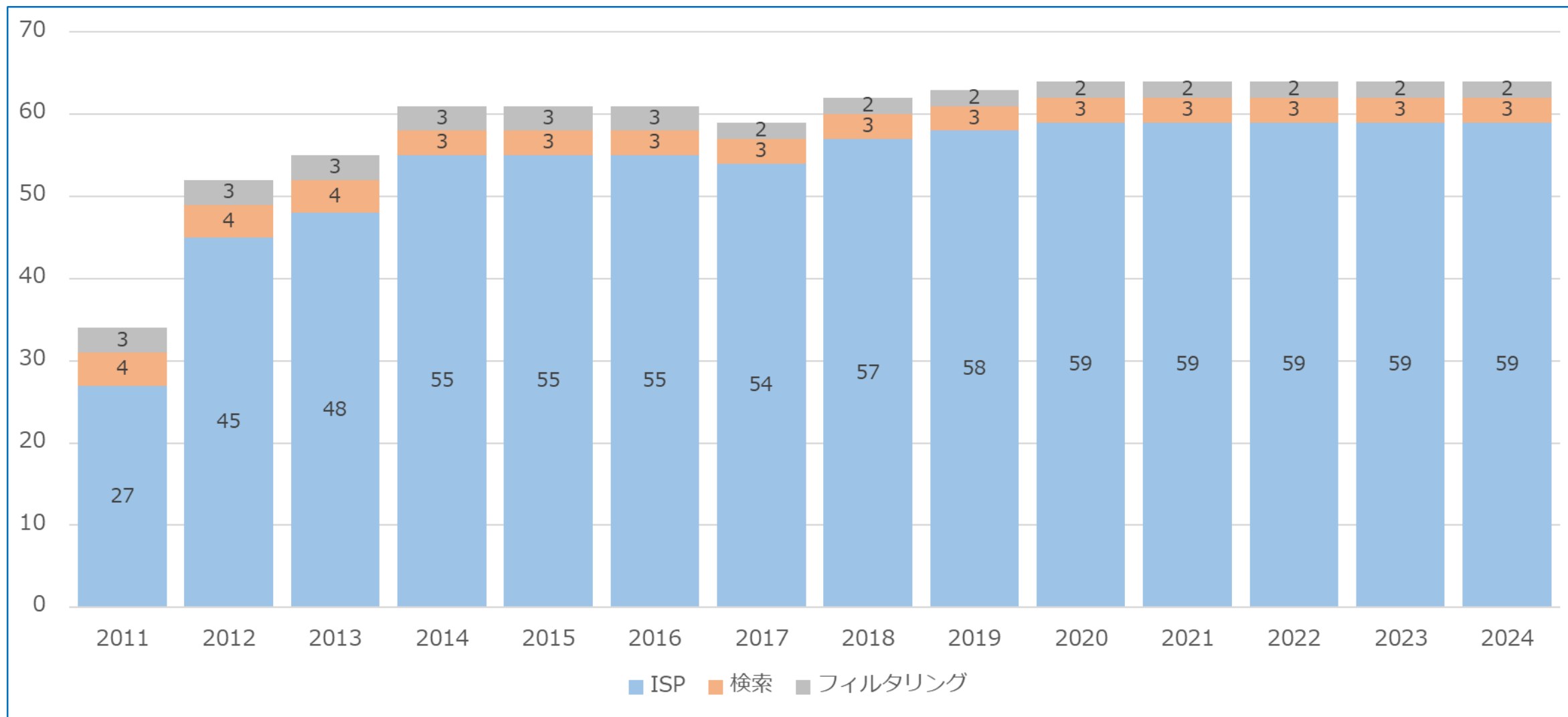
【2024】児童ポルノアドレスリスト掲載件数推移

DNSリストはドメイン単位(サーバ単位)URLリストは画像一枚単位の数値 によってURLリストが圧倒的に多くなる
実際にはDNSブロッキングを実施しているISPが大多数で、大手は殆どDNSブロッキングを採用

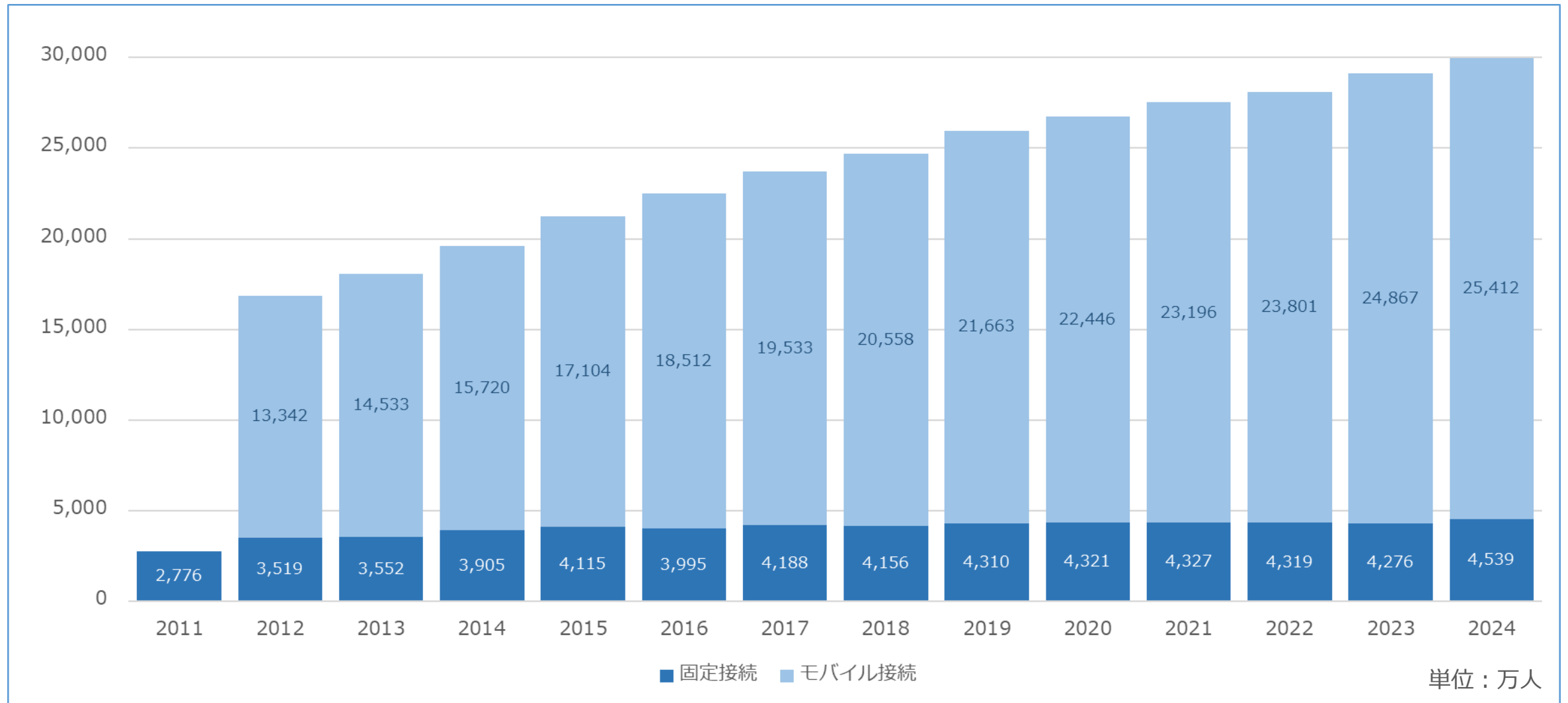
情報提供とリスト掲載の年次推移



【2024】ブロッキング実施事業社数の推移



【2024】 ブロッキング実施事業者 契約者数の推移



会員一覧

■通信キャリア(3社)

株式会社NTTドコモ
KDDI株式会社
ソフトバンク株式会社

■検索事業者(2社)

LINEヤフー株式会社
グーグル合同会社

■フィルタリング事業者(2社)

ネットスター株式会社
デジタルアーツ株式会社

■通信団体(4団体)

一般社団法人テレコムサービス協会
一般社団法人電気通信事業者協会
一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会
一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟

■インターネットサービス・プロバイダ(65社)

株式会社アイエフネット
株式会社アイ・シー・シー
アイテック阪急阪神株式会社
青森ケーブルテレビ株式会社
株式会社朝日ネット
アルテリア・ネットワークス株式会社
伊賀上野ケーブルテレビ株式会社
イツ・コミュニケーションズ株式会社
株式会社インターネットイニシアティブ
インターネットマルチフィード株式会社
株式会社上田ケーブルビジョン
株式会社STNet
株式会社エディオン
EditNet株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー
NTTコミュニケーションズ株式会社
株式会社エヌ・ティ・ティ ピー・シー コミュニケーションズ
株式会社エヌディエス
株式会社エネコム
沖縄ケーブルネットワーク株式会社
株式会社帯広シティーケーブル
株式会社オプテージ
株式会社QTnet

近鉄ケーブルネットワーク株式会社
株式会社KCN京都
株式会社ケーブルテレビ可児
株式会社ケーブルテレビ富山
ケーブルテレビ株式会社
株式会社ケーブルテレビ品川
株式会社広域高速ネット二九六
株式会社コミュニティネットワークセンター
山陰ケーブルビジョン株式会社
株式会社シナプス
JCOM株式会社
株式会社JPIX
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社
玉島テレビ放送株式会社
中部テレコミュニケーション株式会社
株式会社ちゅピCOMふれあい
鉄道情報システム株式会社
株式会社電算
株式会社TOKAIコミュニケーションズ
株式会社トークネット
株式会社ドリーム・トレイン・インターネット
株式会社長野県協同電算
ニフティ株式会社

株式会社ネスク
株式会社ネットコムBB
株式会社ハイホー
株式会社はてな
株式会社ハートネットワーク
飛騨高山ケーブルネットワーク株式会社
ひらたCATV株式会社
ビッグロブ株式会社
BBIX株式会社
株式会社ファミリーネット・ジャパン
富士アイティ株式会社
富士通株式会社
フリービット株式会社
株式会社バイ・コミュニケーションズ
北電情報システムサービス株式会社
松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社
山口ケーブルビジョン株式会社
UQコミュニケーションズ株式会社
株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス

ブロッキングに関する課題

- コストは全て事業者負担
 - ICSAの運営費だけで年間3千万円
 - 目視による現認作業費、システム管理費
 - ICSA会員の会費による運用
 - 各ISPでの運用コストはISP毎に自己負担
 - 設備費(数千万円～、台数はネットワーク規模)、運用コスト(設備維持費、オペレーション費、障害監視等)
- コスト負担を国が行うと「検閲」となる可能性があり、ICSAは完全に民間のみで運営
- 「賭け」ないで見ているだけのブロッキングはそのこと自体が「違法」
 - その他の公営ギャンブルを含む合法のものとどう区別していくのか？
 - 公営ギャンブルの結果を基に行うプライベートな違法賭博
 - 「野球賭博なども」となるとスポーツ中継もできなくなる
- 法的整理はされているが法律があるわけではなく自主的運用であるため訴訟リスクはある
 - ブロッキングを業務で行ったネットワークエンジニアが逮捕される可能性も(電気通信事業法)
 - ただでさえ人手不足のエンジニアが減少すると日本のインターネットを支える人がいなくなる

海賊版サイトの際は、訴訟まで起こされた

NTTコム・ブロッキング訴訟、控訴審も「差し止め」棄却…「通信の秘密」侵害には言及

2019年11月01日

アニメや漫画が違法にアップロードされた「海賊版サイト」をブロッキング（アクセス遮断）することは、違法だとして、埼玉の弁護士が、NTTコムコミュニケーションズを相手取り、ブロッキングの差し止めを求めた訴訟。その控訴審判決で、東京高裁（野山宏裁判長）は、原告の訴えを退けた1審東京地裁判決を支持して、控訴を棄却した。判決は10月30日付。

一方で、1審はブロッキングについて踏み込んだ判断を示さなかったが、野山裁判長は、NTTコムコミュニケーションズが海賊版サイトのブロッキングを実施した場合、「ユーザーの全通信内容（アクセス先）の検知行為が実行され、このことが日本国憲法21条2項の通信の秘密の侵害に該当する可能性がある」と言及した。

「通信の秘密」の侵害行為の違法性が阻却されなければ、ネットワークエンジニアは逮捕される可能性もある

ブロッキング以外のアクセス制限技術

- フィルタリング

- 家庭用ルータによるフィルタリング
- スマホにアプリを入れて接続制限(OSレベルでも可能)

- **メリット**

- 18才未満のスマホ所持には基本的に義務化されており導入が簡単
 - スマホ用のフィルタリングシステムは技術的に成熟していて安定している
- 無関係な人の「通信の秘密」を侵害しない
- 今すぐにでも導入できる

- **デメリット**

- 家族などの協力がなければ難しい
- VPN等には対応しきれないことも
- ドメインホッピングと専用アプリには後追いになる

解決策はあるのか

- 決済手段の規制
 - ネット上の違法有害情報は多くの場合において金銭目的で流されている
 - 決済手段を制限することで、オンラインカジノに限らず他の違法有害情報対策としても有効ではないかと思われる
- 検索エンジンの結果に表示させない
 - 海賊版サイト問題でも一定の効果
- 家族や社会が支援できる環境下では、端末や家庭内ルータでのフィルタリングやブラウザのアドオンなどによるアクセス制限も非常に有効な手段
- その他、啓発活動など
 - 違法であることを理解していない場合も

国際的なアライアンスの必要性

- (例)INHOPE
 - インターネット・ホットライン・センター
 - 違法有害情報等を扱う団体
 - 国際的な連携体制が構築されている
 - 日本のホットライン・センターやICSAも連携している
- 法的な背景が各国で違うために条約等が簡単ではない
- インターネットの進展速度について行くのは非常に困難
 - 民間レベルでの取組や各国政府への働きかけなど重要性が増している
 - 例えば簡単に日本では違法ではない情報がある国では違法であり、問題視されるようであれば、ユーザ規約や約款などで制限することなどが可能ではないか



インターネット・ガバナンス・フォーラム

- 2003年と2005年に開催された国連主催の世界情報社会サミット (WSIS)で提唱されたフォーラム
 - デジタルデバイドからサイバー攻撃までテーマは広範囲に及ぶ
 - 数多くのセッションで違法有害情報対策や子どもを守る対策も
 - 2006年に第1回がアテネで開催された
 - 2023年には京都でも開催
 - 2025年はノルウェーで開催
 - 国境を越える問題の多くは、ここで検討される事が多々ある
- 国連主催のIGF以外に各国、各地域でも開催が行われている
 - APrIGF、日本IGF
 - 台湾、韓国、バングラディシュ、インドネシアなどは非常に熱心



Online Children Protection



2014年 第9回インターネット・ガバナンス・フォーラム（イスタンブール）